



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号外(第12号)

目次

ページ

企業管理規程

- 群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程(経営戦略課) 2
- 群馬県企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 4
- 群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程(同) 4
- 群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(発電課) 4
- 群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(同) 6
- 群馬県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程(経営戦略課) 7
- 群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程(同) 7
- 群馬県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 7
- 群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程(同) 8
- 管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程(同) 8
- 群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(同) 8
- 群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程(同) 9

企業管理規程

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業管理規程第二号

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県企業局組織規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表経営戦略課の項中「経営戦略課」を「総務課」に改め、「事業推進室」を削り、同項の次に次のように加える。

経営戦略課	戦略・DX推進係、財政係
-------	--------------

第三条第二項中「経営戦略課事業推進室に戦略・DX推進係及び財政係」を削る。第四条(見出しを含む)中「経営戦略課」を「総務課」に改め、同条中第十六号から第二十号までを削り、第二十一号を第十六号とし、第二十二号から第二十九号までを削り、第三十号を第十七号とし、第三十一号から第五十二号までを十三号ずつ繰り上げ、同条第五十三号中「第四十六号」を「第三十三号」に改め、同条を同条第四十号とし、同条中第五十四号を第四十一号とする。

第五条を次のように改める。

(経営戦略課の分掌事務)

第五条 経営戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公営企業連絡協議会に関する事。
- 二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)に関する事。
- 三 局の予算に関する事。
- 四 企業債及び他会計からの長期借入金に関する事。
- 五 県議会に関する事。
- 六 公営企業の経営に関する事。
- 七 経営企画会議に関する事。
- 八 経営基本計画の策定及び推進に関する事。
- 九 経営分析及び予測に関する事。
- 十 デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関する事。
- 十一 広報並びに広聴の企画、実施及び連絡調整に関する事。
- 十二 新規事業に係る調査、企画及び計画に関する事。
- 十三 職員の研修に関する事。
- 十七 第七条に次の一号を加える。
- 三十 団地造成事業及び施設管理事業の電気設備に関する事。

2 第九条の三に次の一項を加える。
管理総合事務所に支所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県管理総合事務所高浜支所	高崎市

第九条の六第四号中「制御第一係、制御第二係、制御第三係及び制御第四係並びに」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、高浜支所の主管に属するものを除く。

第九条の八ただし書中「第六号から第八号までの分掌事務については、制御第一係、制御第二係、制御第三係及び制御第四係並びに発電事務所」を「高浜支所」に改め、同条第六号中「こと」の下に「(発電事務所の主管に属するものを除く。)」を加え、同条第八号中「こと」の下に「(制御第一係、制御第二係、制御第三係及び制御第四係並びに発電事務所の主管に属するものを除く。)」を加える。

第九条の九ただし書中「第二号から第四号までに掲げる分掌事務については、保安係及び発電事務所」を「高浜支所」に改め、同条第二号中「こと」の下に「(保安係及び発電事務所の主管に属するものを除く。)」を加え、同条第三号中「こと」の下に「(保安係の主管に属するものを除く。)」を加え、同条第四号中「こと」の下に「(工務係、保安係及び発電事務所の主管に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支所の分掌事務)

第九条の十 管理総合事務所の支所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 高浜発電所における機器及び附帯設備の保守管理に関する事。
- 二 高浜発電所における機器補修計画の作成に関する事。
- 三 高浜発電所における機器の補修及び改良の設計、施工及び監督に関する事。
- 四 高浜発電所におけるガスタービン、蒸気タービン及びボイラーの法定点検に関する事。
- 五 高浜発電所における官庁関係届出書、報告書等の作成に関する事。
- 六 高浜発電所における発電設備の運転操作に関する事。
- 七 高浜発電所における給電用務及び運転記録の作成に関する事。
- 八 高浜発電所における電気及び機械設備の巡視、点検、測定及び試験並びにこれらの記録に関する事。
- 九 高浜発電所における環境保全機器の点検及び記録に関する事。
- 十 高浜発電所における薬品管理に関する事。
- 十一 高浜発電所における環境化学計器類の管理に関する事。
- 第十二 第十一条の表群馬県吾妻発電事務所の項中「中之条発電所」を「中之条ダム発電所」に改め、同表群馬県高浜発電事務所の項を削る。
- 第十三 第十一条の二の表群馬県高浜発電事務所の項を削る。
- 第十四 第十一条の三第七号及び第八号中「(高浜発電事務所を除く。)」を削り、同条中

第九号から第十九号までを削り、第二十号を第九号とし、第二十一号を第十号とし、第二十二号を第十一号とする。

第十三条の二の表群馬県東毛工業用水道事務所の項中「浄水係」の下に「建設係」を加える。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

(建設係の分掌事務)

第十三条の四の二 工業用水道事務所の建設係の分掌事務は、次のとおりとする。

一 工業用水道施設の建設工事の計画、調査、設計及び施工に関すること(管理係及び浄水係の主管に属しないものに限る。)

二 工事の統計報告に関すること。

第二十二条の二第二項の表群馬県団地総合事務所前橋支所の項を削る。

第二十二条の六中「次のとおり」を「板倉ニュータウンの現地案内業務及び窓口業務に関すること」に改め、同条各号を削る。

第二十四条第一項中「及び技監」を削り、同条第二項中「局に」の下に「技監、」を加え、同条第三項中「経営戦略課」を「総務課」に改め、「電気保安監を」の下に「団地課に専門官を、水道課に水道調整主監を」を加える。

第二十五条第三項中「係長、」を「係長、支所長(総括)、支所長、板倉ニュータウン販売センター長、」に改め、「管理長代理、主査(総括)、主査」を削る。

別表一の表役付職員の項中「主監」を「主監 水道調整主監」に、

次長	専門官	上司の命を受け、課長、室長、主監、電気保安監又は水道調整主監(以下「課長等」という。)を補佐し、所属職員を指揮監督する。
補佐(総括)		上司の命を受け、課長等を補佐し、関係職員を指揮監督する。
補佐		上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、関係職員を指揮監督する。
次長		上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
補佐(総括)		上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、関係職員を指揮監督する。
補佐		上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、関係職員を指揮監督する。
係長(総括)		上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、関係職員を指導監督する。

に、を

係長	上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、関係職員を指導する。
係長(総括)	上司の命を受け、係員を指導監督し、所属の特に重要な事務をつかさどる。
係長	上司の命を受け、係員を指導監督し、所属の重要な事務をつかさどる。
主幹(総括)	上司の命を受け、関係職員を指導し、課又は室の重要な事務をつかさどる。
主幹	上司の命を受け、関係職員を指導し、課又は室の事務をつかさどる。
副主幹	上司の命を受け、課又は室の事務の企画立案に携わる。
主幹(総括)	上司の命を受け、関係職員を指導し、係の重要な事務をつかさどる。
主幹	上司の命を受け、関係職員を指導し、係の事務をつかさどる。
副主幹	上司の命を受け、係の事務の企画立案に携わる。
主査(総括)	上司の命を受け、関係職員を指導し、課又は室の重要な事務又は技術をつかさどる。
主査(総括)	上司の命を受け、係の分掌事務の企画調整に携わり、重要な事務又は技術をつかさどる。
二の表役付職員の項中	吾妻発電事務所 湯川支所長 団地総合事務所 前橋支所長
	上司の命を受け、支所員を指導し、支所の事務をつかさどる。

を に、を に、を に、を

管理総合事務所 高浜支所長(総括) 吾妻発電事務所 湯川支所長(総括)	上司の命を受け、支所員を総括及び指導し、支所の事務をつかさどる。
管理総合事務所 高浜支所長 吾妻発電事務所 湯川支所長	上司の命を受け、支所員を指導し、支所の事務をつかさどる。

主任	上司の命を受け、これを補佐し、事務又は技術をつかさどる。
管理長代理	上司の命を受け、所属の技能労務職員を指導する。
主査(総括)	上司の命を受け、係の分掌事務の企画調整に携わり、重要な事務又は技術をつかさどる。
主査	上司の命を受け、係の分掌事務の企画調整に携わり、事務又は技術をつかさどる。

主任	上司の命を受け、これを補佐し、事務又は技術をつかさどる。
----	------------------------------

附則
この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第三号

群馬県企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(第八号)の一部を次のように改正する。
第二条中「休日勤務手当」の下に、「宿日直手当」を加える。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。
附則
この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第四号

群馬県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程
群馬県企業局公舎管理規程(昭和三十八年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「経営戦略課長」を「総務課長」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

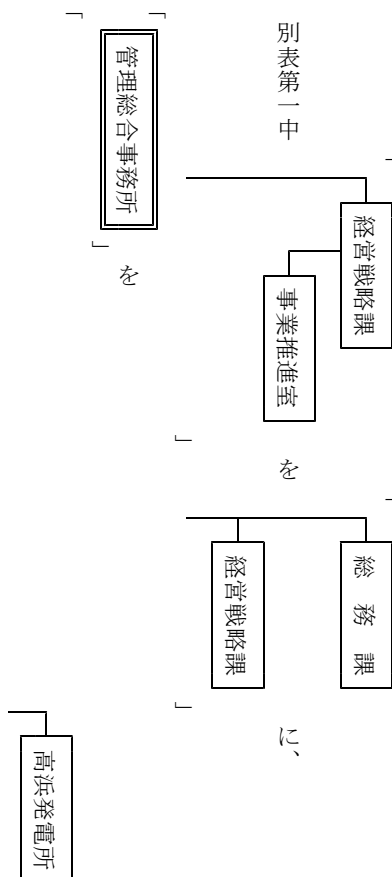
群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

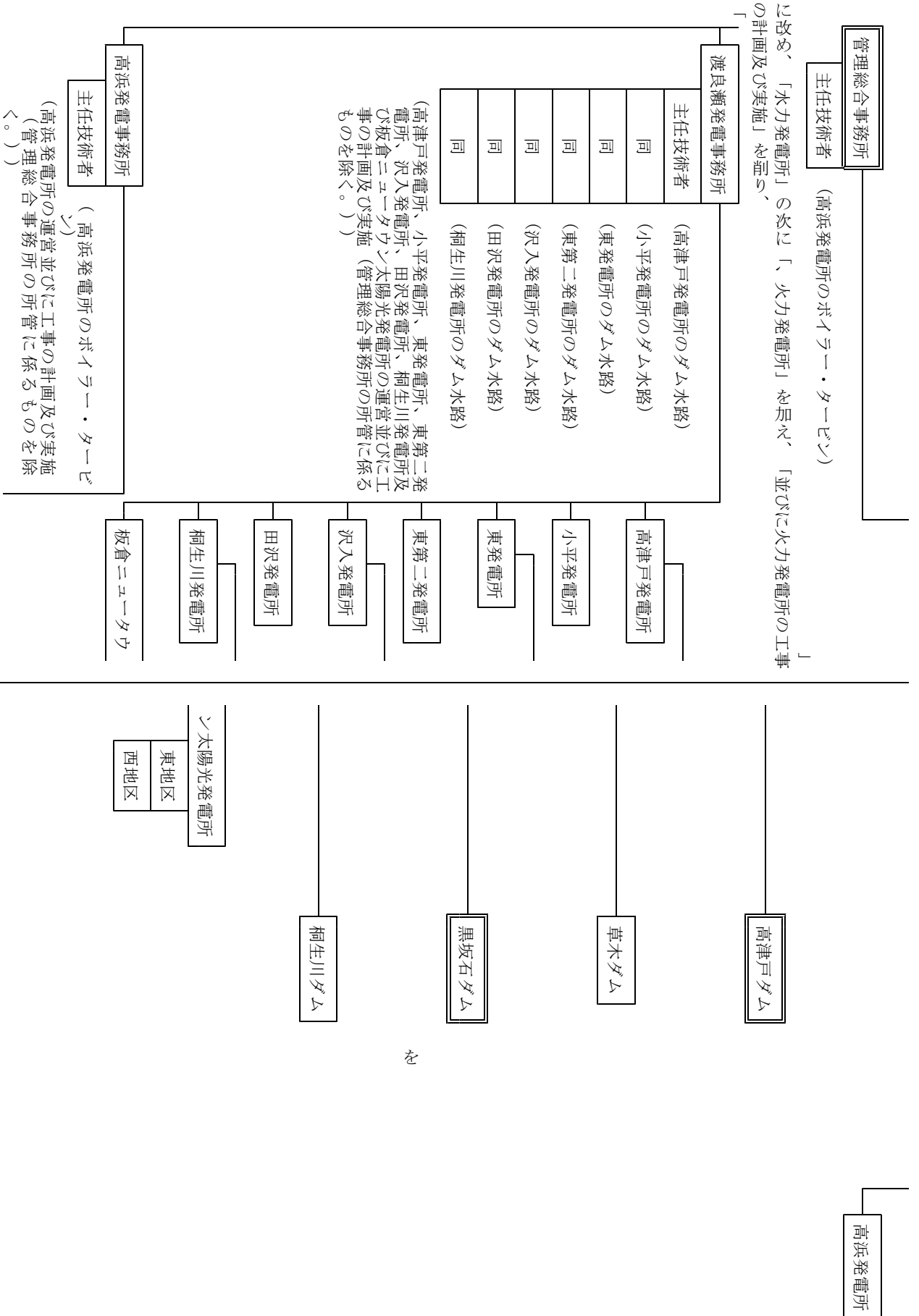
令和四年三月三十一日

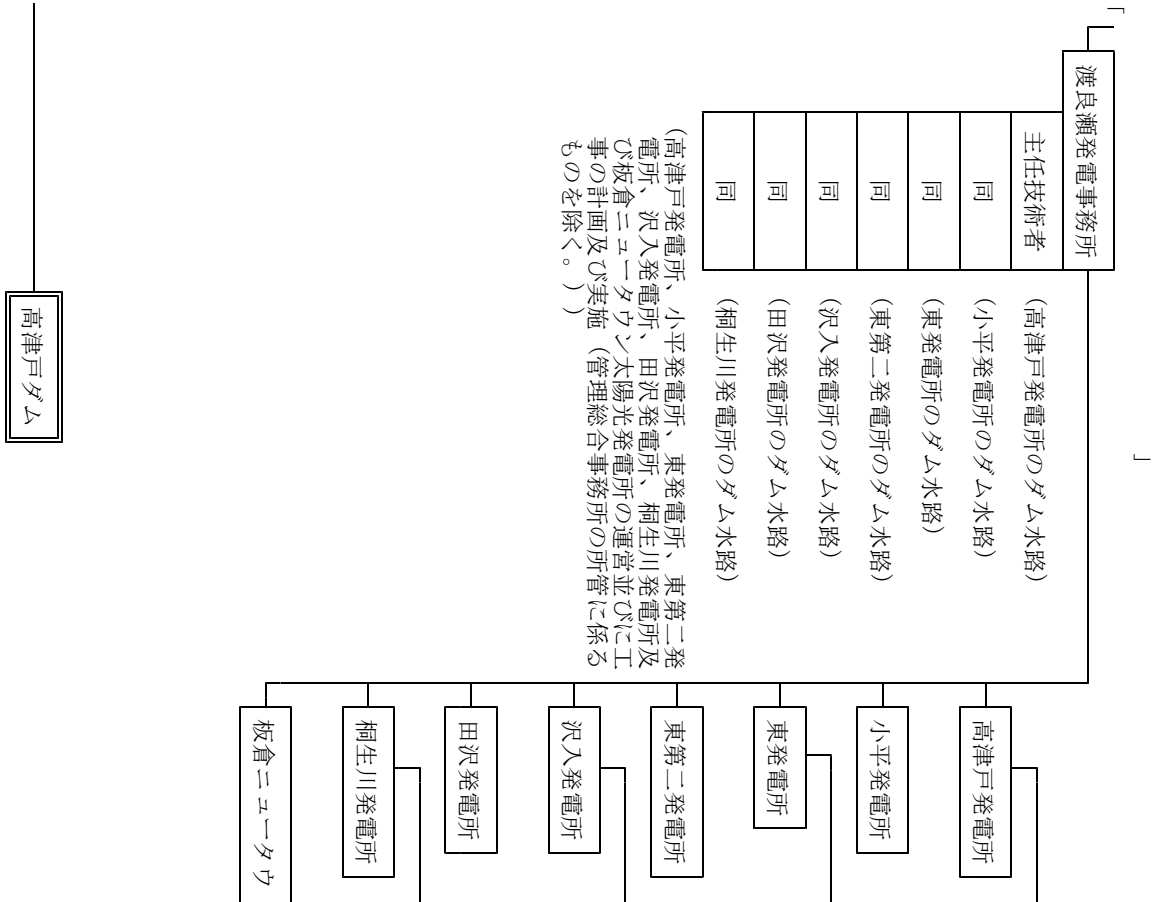
群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第五号

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。







草木ダム
黒坂石ダム
桐生川ダム
ソノ太陽光発電所
東地区
西地区

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第六号
群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
群馬県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

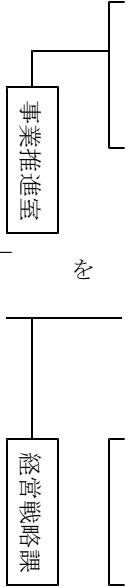
経営戦略課
総務課

別表第一中

に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。



群馬県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第七号

群馬県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程

群馬県企業局公文書管理規程(令和三年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条(見出しを含む。)中「経営戦略課長」を「総務課長」に改める。

第六条第一項中「経営戦略課」を「総務課」に改める。

別表の一の表中

経営戦略課	経
総務課 経営戦略課	企総 経
改め、別表の二の表中 渡良瀬発電事務所 高浜発電事務所	渡発 高発
渡良瀬発電事務所	渡発

附 則
この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第八号

群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職員記章はい用規程(昭和四十一年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第八条、第九条及び第十一条中「経営戦略課長」を「総務課長」に改める。

別記様式第二号中「談話機設置部」を「談話機部」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第九号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「次に掲げる」及び「又は業務」を削り、「作業」を「当該作業」に、「八百円の範囲内で管理者が」を、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」に改め、同項第一号中「ものに従事したとき。」を「もの」三百六十円の範囲内で管理者が定める額」に改め、同項第二号中「恐れ」を「おそれ」に、「ものに従事したとき。」を「もの 五百三十円の範囲内で管理者が定める額(当該作業が日没から日出時までの間に行われた場合にあつては当該額の百分の五十に相当する額を加えた額(以下「日没加算」という。))とし、あらかじめ待機中の職員が緊急に呼出しを受け当該作業に従事し、かつ、当該作業の一部又は全部が夜間(午後九時から翌日の午前五時までの間をいう。))において行われる場合にあつては当該額に六百二十円を加えた額(この場合において、日没加算は支給しない。))とする。」に改める。

第八条第一項中「及び給料月額」を、「給料月額」に改め、「含む。」の月額」の下に「及び第十四条に規定する寒冷地手当の月額」を加える。

第十五条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第二項の項中「経営戦略課」を「総務課」に改め、「電気保安監」の下に「及び水道調整主監」を加え、同項に次のように加える。

専門官
八種

附則
この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

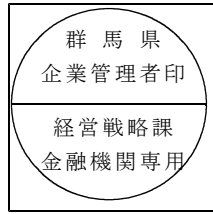
群馬県企業管理規程第十号

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程

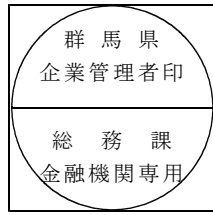
群馬県企業局公印規程(昭和三十七年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第五条、第六条、第七条、第十条第二項及び第十一条中「経営戦略課長」を「総務課長」に改める。

別表企業管理者印の項中「経営戦略課」を「総務課」に、



を



に改め、同表企業局長印の項、

技監印の項、企業出納員印の項及び局印の項中「経営戦略課」を「総務課」に改める。別記様式第三号及び別記様式第六号中「談話無添付印」を「談話無添付」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十一号

管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程

管理者の職務を行う職員を指定する規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二項中「その」を「管理者の」に改める。
第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「欠けたとき」の下に「又は技監を置かない場合において管理者及び企業局長に共に事故があるとき若しくはこれらの者が共に欠けたとき」を加え、「その」を「管理者の」に、「経営戦略課長」を「総務課長」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十二号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経営戦略課次長」を「総務課次長」に改め、同条第三項中「経営戦略課次長」を「総務課次長」に、「経営戦略課経理管財係長」を「総務課経理管財係長」に改める。

第四条の三第二項第一号中「経営戦略課長」を「総務課長」に改め、ハからリまでを削り、ヌをハとし、ルを削り、ヲをニとし、ワからタまでをホからチまでとし、レを削り、ソをリとし、ツをヌとし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一を加える。

二 経営戦略課長

- イ 企業債又は他会計からの長期借入金金の償還金(繰上償還を除く。)及びその支払利息に係る支出負担行為に関する事。
 - ロ 起債の前借りをすること。
 - ハ 予算執行計画の変更に関する事。
 - ニ 支出予算の同一項内の各目及び節の間に係る予算の流用に関する事。
 - ホ 予算を配当すること。
 - ヘ 企業債に係る協議及び許可申請並びに借入等に関する事。
 - ト 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第十八条の二の規定による長期の貸付けに関する事。
 - チ 利益剰余金、欠損金及び積立金を処理すること。
 - リ 群馬県庁情報通信ネットワークの維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関する事。
- 第六条第二項中「経営戦略課経理管財係長」を「総務課経理管財係長」に改める。
第四十一条第一項中「に受付の日付を記載し、これ」を削る。
第四十二条第四項中「日曜日又は銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第五

条第一項」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十五条第一項」に改める。
第五十七条の二第二項の表給料、報酬(期末・勤勉手当相当額を除く。)等及び職員手当の項中「(期末・勤勉手当相当額を除く。)」を削り、同表中

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定に基づく定期点検及び継続検査(車検)を受けるための修理に要する経費

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定に基づく定期点検整備及び継続検査(車検)に係る修理に要する経費並びに検査手数料(代行手数料その他検査に伴う手数料を含む。)

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定に基づく自動車燃料装置用容器の再検査を受けるための修理に要する経費及び検査手数料

に改め、道路運送車両法の規定に基

づく定期点検及び継続検査(車検)の手数料(代行手数料その他検査に伴う手数料を含む。)の項を削る。
第五十九条第三項中「かつ」を削り、「に支出命令金額及び受付の日付を記載し

て」を「を」に改める。
第八十五条第十六号中「購入又は使用できない」を「購入し、使用し、又は役務の

提供を受けることができな」に改める。
第八十六条第二項第一号中「経営戦略課次長」を「総務課次長」に改める。

第一百二十二条中「毎日」の下に「(休日を除く。)」を加える。

第一百三十二条の七第一項第一号中「の契約」の下に「(単価契約及び長期継続契約を除く。)」を加え、同項第二号中「において、」の下に「あらかじめ契約書を作成

し、これに基づいて物品を売り払うことが困難なとき又は」を加え、同項第四号中「とき」を「場合において、契約書を作成する必要がないと認められるとき」に改め、

同項に次の一号を加える。
六 国が認可した約款又は特約に基づく保険の契約をするとき。

第一百三十二条の二十六中「経営戦略課長」を「総務課長」に改める。

第一百三十二条の五十四中「規則」を「規則等」に改め、同条に次の二項を加える。
二 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第一号に規

定する規則等で定める契約は、機械器具(電子計算機又は情報通信機器において使用するソフトウェアを含む。以下同じ。)、設備又は車両の借入れに関する契約と

する。
三 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第二号に規

定する規則等で定める契約は、次に掲げるとおりとする。
一 機械器具又は設備の運用又は管理に関する業務を委託する契約
二 庁舎又は施設の警備、清掃又は案内に関する業務を委託する契約
三 複写に係る役務の提供に関する契約
四 ソフトウェアに関する使用許諾契約
五 指定納付受託者と締結する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務の取扱いに関する契約
第二百二条第一項中「経営戦略課長」を「総務課長」に改める。
第二百九条の二の表中「経営戦略課事業推進室財政係」を「経営戦略課財政係」に、
「経営戦略課経理管財係」を「総務課経理管財係」に改める。
別表第四の9の表中

「	販売用土地 地価評価 戻入	分譲土地 団地造成 勘定	地区別	前期末における評価損につ いて、洗替法による戻入れ 益を整理する。	を
「	雑収益		地区別		に改
「	雑収益				に
「	(雑収益)				を
「	(雑収益)				に

改める。
附則
この規程は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和四年三月三十一日

群馬県企業管理規程第十三号

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職務権限規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十号を第二十二号とし、第十二号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「又は電気保安監」を「、電気保安監又は水道調整主監(次号において「課長等」という。)」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 専門官 組織規程第二十四条第三項に規定する専門官で、課又は室の分掌事務全般について、課長等を補佐し、所属職員を指揮監督するものをいう。

第二条第十号の次に次の一号を加える。

十一 水道調整主監 組織規程第二十四条第三項に規定する水道調整主監をいう。

第十条第二項中「電気保安監」の下に「、水道調整主監」を加える。

第十一条第二項中「主監 電気保安監及び施設管理室長」を「室長、主監、電気保安監及び水道調整主監」に改める。

第十九条第四項、第十九条の二第三項及び第二十条第二項中「経営戦略課長」を「総務課長」に改める。

第二十一条第一項第一号中「又は電気保安監」を「、電気保安監又は水道調整主監」に改め、同項第四号中「主務係長とする。」を「専門官」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前号に規定する場合において、専門官を置かないとき又は専門官が不在のときは、主務係長

別表第三企業局長の項第二号中「電気保安監」の下に「、水道調整主監」を加え、同表課長の項第二号中「及び電気保安監」を「、電気保安監及び水道調整主監」に改める。

別表第五企業局長の項第三号(一)中「経営戦略課長」を「総務課長」に改め、同表技監の項中「技監」の下に「(技監を置かない場合は、企業局長)」を加える。

別表第六の二中「電気保安監」の下に「、水道調整主監」を加え、「主監 電気保安監」を「主監 電気保安監 水道調整主監」に改める。

別表第七経営戦略課の項中「経営戦略課」を「総務課」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、同項の次に次のように加える。

別表第七の二中「主監、電気保安監及び施設管理室長」を「室長、主監、電気保安監及び水道調整主監」に改め、同表に次のように加える。

経営戦略	一 職員の研修の企画及び実施に関すること。
課	二 企業局経営企画会議への付議事項を決定すること。

群馬県企業管理者 中島 啓介

水道調整主監 一 水道事業及び工業用水道事業の各種調整に係る総括事務

別表第九課長個別専決事項の項を次のように改める。

課長	個別専決事項
総務課長	一 給与に係る支出負担行為に関すること。 二 設計金額五百万円以上の工事に係る検査に関すること。 三 県庁における物品の購入に係るもので、予定経費千万円未満のものに係る支出負担行為に関すること。 四 未済のものに係る支出負担行為に関すること。 五 利益剰余金、欠損金及び積立金を処理すること。 六 会計上の短期資金の運用に関すること。 七 減価償却を決定すること。 八 当座勘定借越契約に基づく利息に係る支出負担行為に関すること。 九 消費税及び地方消費税の納付に係る支出負担行為に関すること。 十 県庁各年度の維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関すること。 十一 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二条の規定による市町村交付金の交付に係る支出負担行為に関すること。 十二 施設、設備等を対象とする損害共済の加入申込み及び保険料に係る支出負担行為に関すること。
経営戦略課長	一 企業債又は他会計からの長期借入金償還金(繰上償還を除く。)及びその支払利息に係る支出負担行為に関すること。 二 起債の前借りをすること。 三 予算執行計画の変更に関すること。 四 支出予算の同一項内の各目及び節の間に係る予算の流用に関すること。 五 予算を配当すること。 六 企業債に係る協議及び許可申請並びに借入等に関すること。 七 地方公営企業法第十八条の二の規定による長期の貸付けに関すること。 八 群馬県庁情報通信ネットワークの維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関すること。
団地課長	一 群馬県団地造成事業施行規程第六条第一項及び第二項の規定により売渡しが決定された者との契約及び収入の調定に関すること。

別表第十特別休暇の項中

職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事

等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

職員が不妊治療を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。

に改め、同表職務専念義務の免除の項中「経営戦略課長」を「総務課長」に改め、同表注中「とみなし、組織規程第十一条第二項に規定する支所の職員(支所長を除く。)の請求については、当該支所長を所屬長」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

を

に、「満十五歳」を「満十八歳」

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
